

小樽市歴史的風致維持向上協議会の設置及び運営に関する要綱

制定 令和5年5月22日

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき市が策定する歴史的風致維持向上計画（以下「歴まち計画」という。）に関して必要な事項を協議するため、法第11条第1項の規定に基づき、小樽市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 歴まち計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 歴まち計画の推進に関する事項
- (3) 歴まち計画の進捗状況の評価に関すること
- (4) その他市長が必要とする事項

(組織等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 重要文化財建造物等の所有者
 - (3) 関係団体が推薦する者
 - (4) 市民を代表する者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 2** 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。
- 3** 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4** 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 5** 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2** 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2** 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3** 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 4** 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議の開催によらずに文書による回議をもってこれに代えることができる。
- (1) 協議事項が軽易なものであるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があるとき。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の構成員は、協議会の委員又は専門的事項に精通した者のうちから、会長が指名する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、建設部新幹線・まちづくり推進室、産業港湾部観光振興室及び教育委員会教育部生涯学習課が担うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。